

5. 評価書案に対する主な意見及びそれらについての実施者の見解の概要

評価書案について都民等から提出された意見書の件数は、表 5-1 に示すとおりである。

表5-1 意見の件数の内訳

意見等	件数
都民等からの意見書	7

提出された意見の全文を掲載し、これとともに、意見に対する実施者の見解を以下に示す。

5.1 評価書案全般に関するもの

項目	1. 環境影響評価全般
意見の内容	実施者の見解
<p>(1) 環境影響評価書案が、現在都のホームページ上で電子縦覧されていることを、新国立競技場計画地の近隣関係住民の認知度合は低く、過半数を超えることはない想定される。近隣関係住民に対する、本評価書案の周知を確実なものとするため、アセスメントの実施者による住民説明の開催を推奨したい。</p> <p>昨夏に、参加と合意形成研究会が新国立競技場の近隣関係住民に対して実施した社会調査では、環境影響評価が行われているという情報を、都のホームページを閲覧して認知した関係住民は 101 名中 1 名に留まった。日頃行政のホームページを閲覧する習慣がない方が以外は、情報が縦覧されている事実すら認知できないことが明らかになった。よって平成 26 年度 3 月 28 日に電子縦覧が開始された「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書」は、4 月 16 日までの 20 日間にわたり意見募集が行われたが、近隣関係住民の多くが、意見募集の事実を認知していなかったと言える。</p> <p>現在縦覧中の環境影響評価書案に関しても、都のホームページ上での電子縦覧のみであり、近隣関係住民の世帯毎へのチラシ、郵送、あるいは説明会による周知は行われていない(千駄ヶ谷地区の近隣関係住民に確認(3月27日時点))。よって環境影響評価書案の縦覧と、意見募集の事実を、近隣関係住民による認知が十分でない可能性が高い。</p> <p>近隣関係住民は、新国立競技場の建築により居住環境などに対する直接的なインパクトを受けることになるので、優先的に情報が周知されるべきである。電子縦覧に加え、評価書案に関する説明会の開催などを通じて、情報周知の徹底を推奨したい。</p>	<p>(1)、(2) 2020 年東京大会実施段階環境アセスメントは、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針」(平成 26 年 2 月 東京都環境局)に基づき実施しており、本指針では「実施段階アセス図書は、作成後実施者が公表するとともに、調査計画書及び評価書案については実施者が適切な期間を設定し、適切な方法により都民等からの意見を募ることとする。」とされています。そのため、評価書案についての意見募集は、調査計画書と同様に、アセスメント実施者である東京都オリンピック・パラリンピック準備局のホームページで実施しました。</p> <p>調査計画書については、平成 26 年 3 月 28 日に公表し、同年 3 月 28 日から 4 月 16 日までの 20 日間にわたり意見を募集しました。評価書案については、平成 27 年 3 月 20 日に環境局に提出する旨をプレス発表し、同年 3 月 26 日にホームページに公表するとともに、同年 3 月 26 日から 5 月 9 日までの 45 日間にわたり意見を募集しました。調査計画書及び評価書案の意見募集期間については、「東京都環境影響評価条例」における意見募集期間に準じて設定しました。また、今回作成した評価書案の本編は、ページ数が多いことからその概要版を作成しました。なお、評価書案に対する意見募集は終了しましたが、評価書案の内容については東京都オリンピック・パラリンピック準備局のホームページで閲覧することが可能です。</p> <p>・オリンピック・パラリンピック準備局のホームページはこちらです。 http://www.sporttokyo.metro.tokyo.jp/</p>
<p>(2) 環境影響評価書案が、現在都のホームページ上で電子縦覧されていることを、新国立競技場計画地の近隣に居住する近隣関係住民の何パーセントが認知していると想定しているのか？ 近隣関係住民に対する周知を確実なものとするため、アセスメントの実施者である都による住民説明会の開催、及び、書面郵送による意見集約を要望します。</p> <p>(同意見 3 通)</p>	

項目	1. 環境影響評価全般 (つづき)
意見の内容	実施者の見解
<p>(3) 環境影響評価書案に関連する行政委員会、審議会の議事録の公開を推奨したい。</p> <p>都民が環境影響評価書案を理解する補助資料として、同評価書案の審議責任もつ東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会、ならびに景観の審議に関連する新宿区計画まちづくり審議会、渋谷区景観審査会における専門家による議事録は速やかに公開されるべきである。H26年12月5日の渋谷区景観審査会の議事録は開示されているので、新国立競技場計画を扱った下記委員会と審議会の議事録は、評価書案の意見募集期間内の早い段階で、評価書が縦覧されているオリンピック・パラリンピック準備局のホームページに掲載あるいは掲載先のリンクを貼るなどの方法で、周知することを推奨したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年3月25日「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」 ・平成26年10月14日「第55回新宿区景観まちづくり審議会」 <p>上記以外でも、行政機関内、審査会、議会委員会などにて関連審議が行われた場合、同様に会議資料、議事録の周知を推奨したい。</p>	<p>(3) 「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」の議事録は、東京都環境局ホームページで公表されています。新宿区景観まちづくり審議会の議事録等はホームページで公開されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都環境局のホームページはこちらです。 http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/ ・新宿区のホームページはこちらです。 https://www.city.shinjuku.lg.jp/
<p>(4) 本評価書案では、環境影響の評価項目「騒音・振動」、「公共交通へのアクセシビリティ」「消防・防災」に関しては、オリンピック開催前のインパクトの評価のみであり、設備等の持続的稼働によるインパクトの評価は対象外とされている。同評価はフォローアップ評価の対象と推定するが、実施方法と実施時期を、近隣関係住民に周知することを推奨したい。</p> <p>新国立競技場「情報公開と参加に関する調査」報告書(注2参照)の表4(頁9)は、近隣関係住民の懸念事項を集計したものである。環境に関連するものとしては、騒音・振動、公共交通へのアクセシビリティ、消防・防災に懸念が集中している。例えば、オリンピック後の持続的稼働の柱として計画される8万人規模のコンサートによる騒音は、最近隣である千駄ヶ谷1丁目の裾野側に居住者する都民の重要な懸念事項であるので、フォローアップ評価の環境が整備され次第、速やかな実行を推奨したい。評価書案、頁522の表10.2-1(1)には環境局長の意見として「調査計画書における調査事項の選定、予測・評価項目及び事項の選定については、施設計画、大会運営計画それぞれについて未確定の部分が、多い段階において実施されたものであり、今後、計画の熟度が向上していく過程で、必要に応じて再検討することが求められる」とあり、都の責任として、近隣関係住民の懸念事項に対する意味ある応答が、フォローアップ評価により実現されることを期待する。</p>	<p>(4) 設備等の稼働に伴う「騒音・振動」、「公共交通へのアクセシビリティ」については、影響が最大となると考えられる開催中を対象に検討する予定ですが、現時点では大会運営の具体的な計画が未定であるため、今後の計画の熟度に応じて環境影響評価の実施と公表を検討していきます。今後実施するフォローアップ調査については、計画書を作成し、東京都オリンピック・パラリンピック準備局のホームページで公表していく方針です。また、フォローアップ報告書についても同様に公表します。</p> <p>なお、設備等の持続的稼働に伴う「消防・防災」については、本評価書案で予測評価を実施しておりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック・パラリンピック準備局のホームページはこちらです。 http://www.sporttokyo.metro.tokyo.jp/

項目	1. 環境影響評価全般 (つづき)	
	意見の内容	実施者の見解
<p>(5) 本評価書案では、新国立競技場に関する事業採算性の記載はないが、神宮外苑 A2 地区は都市地を含むので、JSC との土地利用契約の条件、都としての公的資金の投入計画に関して、環境局長の意見「個別の会場ごとに予測せず全体計画で予測しているが、個別の会場毎にも予測・評価を行うこと」を踏まえ、フォローアップ評価の実施方法と時期の周知を推奨したい。</p>		<p>(5) 事業採算性については、調査計画書に対する環境局長意見において、全体計画だけでなく、個別の会場毎にも予測・評価を行うよう求められています。よって、今後実施する 2020 年東京大会の全体計画の環境影響評価の中で個別の会場毎についても予測・評価を実施する予定としております。また、フォローアップの実施方法等については、計画書としてとりまとめ、東京都オリンピック・パラリンピック準備局のホームページで公表していく方針です。</p> <p>・オリンピック・パラリンピック準備局のホームページはこちらです。 http://www.sporttokyo.metro.tokyo.jp/</p>

項目	1. 環境影響評価全般（つづき）
意見の内容	実施者の見解
<p>(6) 国立競技場の新規建設をめぐる最大の問題は風致地区の無視</p> <p>新国立競技場の建設を進める神宮外苑は、オリンピックスタジアムの内容の概要にも示されているように、第2種風致地区として高さ制限15メートル以下に厳しく制限されている地域だということです。</p> <p>「東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画」（平成25年6月東京都）によると、本地区は大正期に整備された神宮外苑の都市構造を基盤として、風格のある都市景観と外苑の樹林による豊かな自然環境を有しており、昭和39年の東京オリンピックの主会場となった国立霞ヶ丘競技場をはじめとした日本を代表するスポーツ施設が多く集積し、国民や競技者がスポーツに親しむ一大拠点を形成している地区であるとしている。<u>同計画では計画地及びその周辺の明治神宮外苑は、聖徳記念絵画館等を除き再開発等促進区に区域され、地区整備計画として国立霞ヶ丘競技場の建替えとともに、公園及び道路公共施設の再編整備を図るとされている。</u></p> <p>また、明治神宮外苑一帯は、「明治神宮内外苑付近風致地区」に指定されているほか、「東京都景観計画」（平成23年4月 東京都）では、首都東京の象徴性を意図して造られた建築物として、聖徳記念絵画館を中心とした眺望が保全されるよう、周辺で計画される建築物等の規模、色彩等を適切に誘導することを目的とした景観誘導区域が指定されている。</p> <p>上記の文章は、評価書案の東京都市計画神宮外苑地区計画の文章を再録したものです。特にアンダーライン部分は広範な都民は知らないことであり、この地区計画が広範な都民の合意のもとにつくられたものではないことを指摘したいと思います。圧倒的多数は、神宮外苑が風致地区として高さ制限15メートル以下に規制されていることすら知りません。東京都は、「地区計画」の手法を用いて風致地区の規制緩和を都民が知らないうちに行ったのです。</p> <p>神宮外苑が、新宿、渋谷という2大繁華街に隣接しながら、神宮外苑の環境が保持されてきた理由は、風致地区の指定と高さ制限など厳しい規制があったからです。</p> <p>このままでは、オリンピックスタジアムは、神宮外苑の環境を破壊した、遺産（レガシー）として、オリンピックの歴史に記録されることになるでしょう。</p>	<p>(6) 神宮外苑地区地区計画において、神宮外苑地区は、昭和39年の東京オリンピックの主会場となった国立霞ヶ丘競技場をはじめとした日本を代表するスポーツ施設が多く集積し、国民や競技者がスポーツに親しむ一大拠点を形成している地区であり、「スポーツクラスター」として、集客力の高い、にぎわいと活力のある町の再生が方向づけられています。</p> <p>中でも計画地のあるA地区は「大規模スポーツ施設、公園、既設施設等の再編・整備を図る地区」に位置づけられ、国立霞ヶ丘競技場の建替えを契機として、既存スポーツ施設や関連施設等の更新を進めるとともに、それに合わせて公園、広場や区道等の再編整備を図り、スポーツ・文化・交流の魅力に富んだ世界に誇れるわが国のスポーツの拠点（スポーツクラスター）の形成を図るとされています。</p> <p>本事業は、このような神宮外苑地区地区計画に合致した計画となっており、地区の将来像にふさわしい市街地の形成に役立つものと考えます。</p> <p>なお、「東京都市計画地区計画神宮外苑地区地区計画」は、平成25年2月25日～3月11日に都市計画案の公告・縦覧及び意見募集が行われ、同年5月17日の東京都都市計画審議会の答申を経て、同年6月17日に都市計画決定されました。</p>

項 目	2. 設備計画	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>(1) 設備計画に関連して 「上水は、公共水道から供給を受け、排水は、公共下水道に放流する計画である。雑用水は、雨水や雑排水などを再利用設備にて処理した水を原水とし、芝散水やトイレ洗浄水に使用する。 電力は、スポットネットワーク方式（3回線で受電し、1回線が停止しても支障なく受電できる方式）を採用する。また、常用発電設備（1, 500kVA以上×2台）を設置し、イベント開催時の電力量ピークカットを図る計画とする。」評価書案は、設備計画でこのように述べています。 雨水処理の計画は、雨水流出抑制計画が示す6m³/100m²＝約6780m³を浸透量1050m³、一時貯留約5730m³で対応、大屋根の集水面積32000m²に降る雨水は、2000m³の貯水槽で対応、その容量を超えるものは、余剰排水として公共下水道に排水、貯水水を砂ろ過して雑用水としてトイレ洗浄水や芝散水用に使用とのべられ概ね妥当な計画だと思われませんが、記述を分かり易くのべていただきたい。なお、国立競技場のすぐ脇を千駄ヶ谷幹線（270×243センチ）があるのでこの地域での溢水の心配はないものと思います。 また、常用発電設備については、ガスタービン発電機とコジェネレーションシステムを導入し、エネルギーの効率的活用を行うように検討してもらいたい。 さらに、太陽光パネルと蓄電設備を導入し電力使用を可能な限り再生可能エネルギーに切り替える努力を行うとともに、LEDの使用で省エネにも努めていただきたい。</p>	<p>(1) 東京都環境基本計画の趣旨を踏まえ、負荷低減・高効率機器の採用・自然エネルギーの活用といった各種の環境・省エネ手法等を導入し、人と環境にやさしいスタジアムの実現に向けた計画となっています。 評価書案の記述で分かりづらい箇所については、評価書において修正します。</p>

項 目	3. 工事計画	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>(1) 工事用車両の交通量について 施行計画が42ヶ月に涉って図示されていますが、それぞれの工事の工程に併せて使用される建設機械と運搬用トラックの台数を一目で分かるように記載してもらいたい。 また、参考までにすでに始まっている旧競技場解体工事によるコンクリート塊、鉄筋等の搬出に使用されているダンプカーの台数を提示してもらいたい。</p>	<p>(1) 現時点では詳細な施工計画が未定のため、本評価書案では想定した建設期間中のピーク時期における工事用車両台数、建設機械台数を設定しています。 また、解体工事については、「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針」（平成26年2月 東京都環境局）において「既にオリンピック以外の目的で建設が計画され、招致決定後に早急に着工（建設又は解体）する会場等について、それらの工事に伴う環境影響要因の抽出を省略することができる」とあるため、本評価書案の対象としておりません。 なお、解体工事については、今後実施するフォローアップの中で、ミティゲーションの実施状況等を整理し、その結果を東京都オリンピック・パラリンピック準備局のホームページで公表していく方針です。 ・オリンピック・パラリンピック準備局のホームページはこちらです。 http://www.sporttokyo.metro.tokyo.jp/</p>

項目	3. 工事計画 (つづき)	
意見の内容		実施者の見解
(2) 山留工事に関連して 山留工事は、遮水性の高いソイルセメント柱列工法を用いるとのべられています。その際遮水壁によるダム効果の心配はないのか、監視井戸による監視と地下水の上昇があった場合の対策を記述してもらいたい。	(2) 山留め設置期間中は、常に周辺地盤及び山留めの状態を点検・計測し、異常を発見した場合は、直ちに適切な処置を行う計画となっています。	

5.2 環境影響評価の項目に関するもの

項目	1. 大気等	
	意見の内容	実施者の見解
(1) 大気汚染に関連して 今回の競技場建設に関連する大気汚染は、工事中の建設機械と運搬車両の影響がありますが、その影響を予測するモデル式にパフモデル、プルームモデルを採用しています。 私たちは、環境影響評価の中で、例外なくパフモデル、プルームモデルが使用されてきたことについて適切ではないことを繰り返し主張してきました。その理由は、パフモデル、プルームモデルは、平原のような平坦な地形を前提に作成されたモデルだからです。日本のように複雑な地形を対象にしたモデルではありません。こうした、モデル式の採用は、もともと最近の知見によって作られたモデルを採用することは技術指針にも明記されております。改善を求めます。 さらにPM2.5については、この環境影響予測評価でも無視してきました。環境基準があり、予測評価の可能なことであるにも関わらず「生成過程が不明」だとしてPM2.5の予測評価を行わないことは極めて不当な主張だと考えます。	(1) プルーム式及びパフ式は、拡散場が平坦であること、拡散係数が拡散場で一定であること等を仮定として導かれた大気拡散式です。「都市建物周辺における大気拡散予測（その1）－単独高層建物周辺における排ガス拡散を対象とした数値モデルの評価－」（平成16年3月 電力中央研究所）によると、プルーム式に基づく『解析解モデルの結果は、流体力学モデルに比べて予測精度は劣るものの、全体的には計算値は実験値の0.5～2.0倍前後の範囲内にあり、ピーク濃度に関しては一定の予測精度を有しているといえる。』とされています。よって、プルーム式及びパフ式を本事業の予測式として使用することは妥当であると考えます。 PM2.5については、その半数程度が反応二次生成物質と考えられており、現状では予測において課題が多いといわれています。「東京都環境影響評価技術指針（付解説）」（平成26年1月 東京都環境局）によると、「大気中における生成過程等が明らかでない反応二次生成物質は、原則として、予測事項の対象としない。」とされています。よって、本事業においてもPM2.5は予測事項の対象から除外しました。	

項目	2. 土壌	
	意見の内容	実施者の見解
(1) 加筆修正依頼 ・ p153「9.2.2 予測 (5) 予測結果 1)2 行目について、次のとおり加筆修正をお願いします。（赤字表示） 土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条 ⇒土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第116条第117条		(1) 本事業では、計画地内に有害物質取扱事業者は存在していないため、環境確保条例第116条は適用されません。

項目	3. 生物・生態系	
	意見の内容	実施者の見解
(1) 動物・植物・生態系に関連して 環境影響評価書案に記載された動物・植物の種類が多さにとても驚かされました。そしてこのようにたくさんの動物の生息を支えていけるのは、神宮外苑の単独の環境ではないと強く思われました。近くに存在する明治神宮や新宿御苑の環境も深く関わっているに違いないと考えました。 私がこのことを強調したい理由は、東京都が長期ビジョンで絵画館の一画だけをのぞいて、それ以外を再開発するという地区計画をつくったからです。さらに、今度の競技場建設計画も自然の地面がほとんどないコンクリートの塊のような計画になっています。これでは、冒頭に指摘したように国立競技場建設計画は、神宮外苑の環境を決定的破壊に導いた遺産になりかねません。	(1) 本事業の実施に伴う動物・植物・生態系への影響を極力低減するため、計画地内の既存樹について、専門家による樹木調査の結果に従って、移植に適合する樹木は極力場外で仮養生を行い、オリンピックスタジアムの緑化樹として活用するほか、新たな地上部緑化を行う計画となっています。植栽に用いる樹種は、明治神宮内苑・外苑に多く見られる日本の在来種を中心とし、計画地周辺の生育・生息環境と調和する植栽計画となっています。	

項目	4. 緑	
意見の内容		実施者の見解
<p>(1) 緑 (表 5-1(3)項目 6) に関する評価の指標は満足と判定されているが、評価の指標は単純な緑化面積によるものであり、緑の体積や環境局長の意見 (表 10.2-1(4)) 「樹木等が有する歴史的な経緯や地域社会とのつながりなどについても、慎重かつ丁寧な調査を行うこと」は指標とされていない。局長意見に該当する萬朶の櫻などの伐採、移転を決定した経緯の情報公開を推奨したい。</p> <p>・緑に関する本評価案は、計画地における既存の緑の面積は合計約 24,800m² であり、新国立競技場には約 25,000m² 緑地が整備され、関連法令の緑化基準を上回るので評価指標は満足とするとしている。しかし、環境局長の意見「歴史的な経緯や地域社会とつながりのある樹木」に相当する「表 9.6-4 計画地及びその周辺で注目される樹木等の概要」で示される樹木の取り扱いに関する選択肢の評価は示されていない。加えて本評価書案の公開以前の平成 27 年 1 月 13 日時点で、既に伐採が進行しており、緑に関する本評価案は、内定事項の伝達行為として認識する。</p> <p>また緑の面積が同等であっても、天然土壌が人口地盤に置き換わるので、森林の吸水、保冷効果としては低下するとの考えもあり。夏季の夜間、新競技場の北側でのヒートアイランド現象に関するフォローアップ評価の検討を推奨したい。加えて、2020 年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針の(7)緑 2. 現況調査(1) 調査事項ア緑の状況(イ)緑の量の状況で記載されている「緑の体積」に関する評価と判定も明らかにされることを推奨したい。</p>		<p>(1)、(2) 本評価書案では、オリンピックスタジアムの新築工事以降を対象としたものであり、それ以前の解体工事は対象外としています。そのため、解体工事に伴う伐採についても対象外としています。萬朶の櫻等については、専門家による樹木調査を行い、移植に適合しないと判断し、伐採する計画となっています。なお、解体工事についてもフォローアップ調査によりミティゲーションの実施状況を確認し、その結果を東京都オリンピック・パラリンピック準備局のホームページで公表していく方針です。本評価書案は、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針」(平成 26 年 2 月 東京都環境局)に基づき実施しておりますが、緑については、同指針に定める緑の量(緑化面積)の変化の程度を予測事項とし、評価を行っています。</p> <p>また、施工期間中の敷地内は殆どが作業ヤードとなるため既存樹の現位置での残置は不可能な状況ですが、専門家による樹木調査の結果に従って、移植に適合する樹木は極力場外で仮養生を行い、オリンピックスタジアムの緑化樹として活用するほか、新たな地上部緑化を行う計画となっています。植栽に用いる樹種は、明治神宮内苑・外苑に多く見られる日本の在来種を中心とし、計画地周辺の生育・生息環境と調和する植栽計画となっています。これらの状況については、フォローアップ調査において確認し、その結果を東京都オリンピック・パラリンピック準備局のホームページで公表していく方針です。</p> <p>・オリンピック・パラリンピック準備局のホームページはこちらです。 http://www.sportstokyo.metro.tokyo.jp/</p>
<p>(2) 「緑」に関する評価の指標は満足していると判定されているが、評価の指標は単純な緑化面積によるものであり、緑に関する本評価案は、計画地における既存の緑の面積は合計約 24,800m² であり、新国立競技場には約 25,000m² 緑地が整備され、法令による緑化基準を上回るので評価指標は満足すると、単に平米だけで評価していますが、この評価には、上記環境局長の意見である歴史的な経緯や地域社会とつながりのある樹木、計画地及びその周辺で注目される樹木等の概要の取り扱いに関する選択肢の議論が全くおこなわれていない。</p> <p>また本評価書案が公開される以前の平成 27 年 1 月 13 日時点で、既に伐採がおこなわれており、「緑」に関する評価案は、行政内の内定事項を追認するという形で、単に後追いで、おこなってしまった事実を伝達する意味しか持たない。</p> <p>即ち、環境局長の意見(表 10.2-1(4)) 「樹木等が有する歴史的な経緯や地域社会とのつながりなどについても、慎重かつ丁寧な調査を行うこと」に当然該当する樹齢 50 年以上の高木などの取り扱いに関する熟議が近隣住民と行政の間で行われていないことから、全ての樹木を伐採し終わる前に、必ず協議と評価を、おこなうことを要望します。</p>		

項目	4. 緑 (つづき)	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>加えて、緑の面積が同等であっても、天然土壌が人口地盤に置き換わり立体的な緑の高さが著しく減少するため、これまでの神宮外苑の森林の保冷効果及び、防音効果は低下する。</p> <p>樹齢 50 年以上の密集した森から、高さ 1 メートル以下の低木及び、アンダーグリーンへ変更することに関しても夏季の夜間、新競技場周辺でのヒートアイランド現象、防音効果など、確実に評価すべきである。</p> <p>(同意見 3 通)</p>	<p>「2020 年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針」(平成 26 年 2 月 東京都環境局)によると、緑の予測事項については、「植栽の内容(植栽基盤など)の変化の程度及び緑の量(緑被率や緑化面積など)の変化の程度」とされており、ヒートアイランド現象、防音効果については対象としていません。なお、ヒートアイランド現象に関連する事項としては、「歩行者空間の快適性」において、アクセス経路における快適性(WBGT(湿球黒球温度)など)の検討を行っています。</p>
	<p>(3) クールアイランドに 近づける絶好の機会、頑張っ て！ ー計画を見直せば 4.6℃も低くなるー 「評価の指標は満足するものと考えられる」とは納得できない評価の結論だ。 長年時間をかけて育てている既存樹を伐採することを前提にし、移植の可能なものは活用するとあるがヒートアイランドの問題はどのように環境局で考えているのだろうか。 世界的に問題化されている地球温暖化対策に遅れをとっている日本の首都・東京から 国内の先陣をきるべく絶好の機会を逃してはならない。無論、温暖化に荷担することなど、都政の一端として許されない。 現況の神宮の森を豊かに構成している貴重な樹木はヒートアイランドの抑制力になっている。このまたとない機会を利用して現在の樹木の量を増やすと豪語できる巨大な政治力をもつ都知事、東京都そして、都環境局としての気概と能力を発揮すれば、東京都全体の緑化運動推進、ヒートアイランド現象の抑制につながるはずだ。これは都の環境局しかできない仕事ではなかろうか。人工地盤上にたとえ低木、地被類を計画しても、低木であり大地に根を張る樹木とは日影効果も、蒸散効果も全く異なる。見た目の美しさ・飾り的にその場をしのぐことでなく、未来永劫に負の影響を地球規模で残してゆくヒートアイランド現象の増加を黙認でなく抑制力としての「緑」の量と効果に注目・重視すべきであろう。 「海の森」の植林作業は都心に向かう「風の道」をつくる「うたい文句」に賛同して私は植樹に参加した。港湾局の仕事だった。しかし「都政」の一致事業として都心で活躍している樹木を大量に減らすことに、植林事業に参加したものとして大変な矛盾を感じている。いくら海辺から都心に向け植林による「風の道」を作っても、都心の森の減少はヒートアイランドの「暑さ」の増加を招き、「なーんだ！」と都政の政策の散漫・不一致が理解できない。「徒労だったかもしれない」の感想を抱く。 日本学術会議 環境学委員会「都市と自然と環境分科会」では、みごとに人工地盤案と樹林・渋谷川復活案で暑さ指数の比較により人工地盤をとりやめ、樹林と渋谷川を再生させることで最大-4.6℃程度低くなると試算を公表している。4月末、既に27℃に達している都心の暑さを考えてもこの減少す</p>	<p>(3) 「2020 年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針」(平成 26 年 2 月 東京都環境局)によると、緑の予測事項については、「植栽の内容(植栽基盤など)の変化の程度及び緑の量(緑被率や緑化面積など)の変化の程度」とされており、広域的なヒートアイランド現象については対象としていません。なお、ヒートアイランド現象に関連する事項としては、「歩行者空間の快適性」において、アクセス経路における快適性(WBGT(湿球黒球温度)など)の検討を行っています。 なお、オリンピックスタジアムの競技場内の芝生は天然芝とする計画となっています。</p>

項目	4. 緑 (つづき)
意見の内容	実施者の見解
<p>る数値は大きく、世界各国から訪れる大勢の選手、観客には熱気を抑制し、そして都心には永遠に抑制力として働くと言われている - 4.6℃こそ、関係機関全力を挙げての一時的でなく、継続し続ける「おもてなし」であり、環境局、準備局、JSC 関係諸機関は、この注目すべき研究結果を重視、とり入れるべきであり、多くの若い研究者の参加成果が入っているあらゆる面で若年層の力を重用すべきではなからうか。一企業の調査結果は一つの結果にすぎず、環境局長が丁寧に細かく指摘されてることに、推し量られるようにこの評価案は絶対ではない。</p> <p>その昔、神宮の森が出来る時は、議会と学者間の対立が激しく結局は学者説が取り入れられ、現在、「常緑樹の都市郊外に対する威力」として世界的に注目されている現在の「神宮の森」が成ったと聞いている。ヒートアイランド現象として「暑さ」の問題は必須の問題だ。</p> <p>ヒートアイランド現象には「水資源」で「対策にも寄与が期待」と簡単な文言で評価は終わっているが、この部分こそ「温度の指標」として何度減少する期待が出来るのか具体的な指標を明記すべきであろう。</p> <p>約 70m の高さを持つ競技場は半永久的に不遜にして巨大なその姿を広く視界を邪魔してはばからない。高木の植栽を存分にすることで、将来、樹木で屋根を覆てしまうくらいの計画変更は無理であろうか。競技場の事ばかりでなく、更に本気で広範囲におよぶ都として負を残さない計画として取り組んでほしい。競技場内の人工芝生にふれてないが、何故ふれていないのだろうか。私が見落としているのだろうか。</p> <p>人工芝生について記述のないことでは緑に関して十分に網羅した評価とはいえない。</p>	

項目	5. 騒音・振動
意見の内容	実施者の見解
<p>(1) 騒音・振動（表 5-1 (3) 項目 7）の稼働前と稼働後の評価、それぞれに意見がある。稼働前の建設機械の稼働に伴う騒音・振動の現地調査と予測地点、予測方法（複合影響と共振特性）、フォローアップ評価に関する意見、稼働後のコンサート騒音に関する意見の詳細を以下に記載する。</p> <p>・稼働前①：工事用車両の走行に伴う騒音・振動の現地調査（図 9-7-2）と予測地点（図 9-7-3）として、最近隣の集合住宅である千駄ヶ谷 1 丁目 13 シャリエ外苑付近に追加し、住民の懸念事項に答えること。また現在進行中の解体工事においてもマンション内の振動を体感する苦情、道路舗装の傷んだ箇所における騒音・振動の増幅に対する近隣関係住民の懸念が、住民説明会で提起されている。現状の振動の状況を近隣関係住民にヒアリング調査を行い、より住民視点に立った予測が実施されることを推奨したい。</p> <p>・稼働前②：工事用車両の走行に伴う道路交通振動の予測と、建設機械の振動による建設作業騒音の予測は独立に行われ、それぞれの規制基準値との検証が行われている。近隣関係住民は、道路交通振動と建設機械による振動を複合して体感することになるので、両振動の複合予測を実施し、現状の騒音・振動レベルとの乖離が明らかにされることを推奨したい。</p> <p>・稼働前③：道路交通振動、建設機械による振動は、建設期間中のピーク時期を選定したとあるが、試算根拠の詳細度（例：一時間当たりの通過工事車両、アイドリング車両の最大数など）が不足しているので、明らかにすること。また付加的な騒音・振動レベルが発生する全期間を対象として月毎に予測値を示した上で、期間中のフォローアップ評価との差異分析の手順（工事車両数、建機稼働条件の差異などの反映方法）などを明らかにすること。</p> <p>・稼働前④：現時点、工事詳細の判明前などで予測範囲外であると想定するが、同競技場の建設では、高さ 70m 地点での工事が行われる。同工事のインパクトはマンションの高層階程高くなる可能性も指摘できるので、工事詳細が確定した段階で、現行の予測地点高さ（騒音：地上 1.2m；振動：地表面）に加え、マンションの上層階に追加予測地点を設定したフォローアップ評価を推奨したい。</p>	<p>(1)</p> <p>工事用車両の走行に伴う騒音・振動の現地調査地点及び予測地点は、工事用車両の走行が想定される都道 418 号北品川四谷線（外苑西通り）、都道 319 号環状 3 号線（外苑東通り）及び補助幹線道路 24 号から、各道路の代表的な 1～2 地点を選定しました。</p> <p>また、解体工事については、本評価書案の対象とはしていませんが、今後実施するフォローアップ調査において、ミティゲーションの実施状況等を整理し、その結果を東京都オリンピック・パラリンピック準備局のホームページで公表していく方針です。</p> <p>・オリンピック・パラリンピック準備局のホームページはこちらです。 http://www.sporttokyo.metro.tokyo.jp/</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通振動（騒音）及び建設機械の稼働に伴う建設作業振動（騒音）は、それぞれ適用される規制基準が異なることから、それぞれの影響を適切に評価するため道路交通振動（騒音）及び建設作業振動（騒音）を別々に評価しています。</p> <p>環境影響評価においては、対象事業に係る工事の施工中の代表的な時点を予測の対象時点とします。代表的な時点とは、建設機械の稼働が最大となる時期等、工事に伴う騒音・振動の影響が最大となると予想される時期となります。本評価書案では、想定した建設期間中のピーク時期における工事用車両台数、建設機械台数を設定しています。今後、詳細な施工計画が確定した段階で本評価書案における予測条件を確認し、必要に応じて予測結果の見直しを行います。また、施工中の状況については、フォローアップ調査において確認します。</p> <p>騒音規制法に基づく「特定建設作業に係る騒音の規制基準」及び環境確保条例に基づく「指定建設作業に係る騒音の勧告基準」では、敷地境界における騒音レベルを基準値としています。また、建設作業騒音を測定する際には、測定方法が示されている日本工業規格 Z8731 では、測定点は地上 1.2～1.5m の高さとされていることから、今後、フォローアップ調査で予測結果を検証するために地上 1.2m で予測を行いました。</p>

項目	5. 騒音・振動（つづき）
意見の内容	実施者の見解
<p>・稼働後①：脚注2の報告書、頁16図4-21に近隣関係住民のコンサート騒音に対する心配度合の調査結果を示す。競技場の最近隣、千駄ヶ谷1丁目・裾野側の都民の心配度合が顕著に高い。一方、コンサート騒音の予測の鍵となる新国立競技場の天蓋開閉幕の材料選定などが完了していないことが脚注8の説明会において、設計の担当者より説明があつた。同設計が騒音・振動予測に必要な十分なレベルで完了次第、フォローアップ評価を実施すべきである。フォローアップ評価の計画の際には、近隣関係住民との、予測地点位置、高さ、などの懸念事項、JSCに対して振動予測の前提となるコンサートにおけるジャンピングの度合などに関して、ヒアリングを実施した上で計画を確定する手順の採用を推奨したい。</p>	<p>「新国立競技場基本設計（案）説明書（概要版）」（平成26年5月 独立行政法人日本スポーツ振興センター）によると、新国立競技場はコンクリートのスタンドによる遮蔽と膜屋根等でスタンド上部を覆うことにより、現状の全天空競技場と比べて近傍への遮音性能を向上させる計画となっています。</p>
<p>(2) 騒音・振動の稼働前と稼働後の評価、それぞれに意見がある。稼働前の建設機械の稼働に伴う騒音・振動・粉塵（土埃、コンクリートの微細なコンパウンドがひどくこれから温度が上昇するのですが、窓を開けていることができない現状確認がなされていない。エアコンの電気代と窓・ベランダ清掃費の補償につながる問題が未評価のままです。JSC いわく説明会では「被害者自ら、解体によるものであることを証明した場合に限り補償する。」という一方的且つ、高圧的な内容になっているが、素人には電子顕微鏡や成分分析器がないためいかなる補償も受けることが叶わない。）の現地調査と予測地点が、渋谷区千駄ヶ谷の居住区から一番遠い競技場北側地点でおこなっていることに疑義と問題があります。</p> <p>また、予測方法（複合影響と共振特性）、フォローアップ評価に関しても、実態調査を緻密におこなっているか否かについて、相当の疑義と問題があります。</p> <p>また、稼働後のコンサート騒音に関する意見の詳細に関しても観測地点、予測方法に疑義と問題があります。</p> <p style="text-align: right;">（同意見3通）</p>	<p>(2) 計画地は周囲が道路に囲まれており、道路交通騒音・振動、排気ガスの影響を受け易い地域です。このような中で比較的、道路交通騒音・振動、排気ガスの影響を受けにくく、計画地内の環境を代表すると考えられる点において、現地調査地点を選定しました。</p> <p>また、建設機械の稼働に伴う大気等、騒音・振動の予測は、渋谷区千駄ヶ谷地区も対象に含む計画地周辺の範囲において、平面的に実施しております。</p> <p>2020年東京大会の開催にあたっては、計画地及びその周辺に大会関連用の仮設工作物の設置を行う予定ですが、現時点では工作物の諸元が未定のため、今後、仮設工作物の諸元や施工時期が明らかになった段階で、本評価書案の対象事業も含めた環境影響評価の実施を検討します。また、今後、建設中のフォローアップ調査を行い、その結果を東京都オリンピック・パラリンピック準備局のホームページで公表していく方針です。</p> <p>・オリンピック・パラリンピック準備局のホームページはこちらです。 http://www.sporttokyo.metro.tokyo.jp/</p> <p>「新国立競技場基本設計（案）説明書（概要版）」（平成26年5月 独立行政法人日本スポーツ振興センター）によると、新国立競技場はコンクリートのスタンドによる遮蔽と膜屋根等でスタンド上部を覆うことにより、現状の全天空競技場と比べて近傍への遮音性能を向上させる計画となっています。</p>

項目	6. 景観
意見の内容	実施者の見解
<p>(1) 景観（表 5-1 (3) 項目 9）の評価案に関しては、評価地点の追加と、区による景観協議との整合性を担保する情報公開、ならびに 9.9.4-4) の評価内容に関する追加説明を推奨したい。詳細を以下に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図 9.9-1 で示される景観調査地点のみでは近隣関係住民の懸念事項（住環境、財産権など）に回答するには不十分である。近隣関係住民が集中する、千駄ヶ谷 1 丁目 13 番地近辺の外苑西通り側などの評価地点を追加することを推奨したい。頁 313、章 9.9.4 3) で記載された評価案として「周辺地域においては、計画建築物の一部が視認されるが、眺望景観に著しい変化は生じないと考える」とあるが、この結論は、調査地点の選定の仕方により左右されるので、多様な視点から評価地点を追加の上、フォローアップ評価が実施されることを推奨したい。 ・平成 25 年 6 月 17 日、神宮外苑地区計画に関する都市計画決定により、高度地区の 20m の制限は緩和された。しかし、風致地区の 15m という高さ規制は残っているため区と JSC の協議が進行中との認識をしている。風致地区についての根拠条例は、東京都風致地区条例だが、許可権限は区（昨年 4 月から都より区へ権限委譲）。したがって、神宮外苑の風致地区の許可権者である新宿区と渋谷区の両区が、JSC と高さ規制緩和に関する協議を行う必要がある。また景観条例に基づく届出の対象ともなることから、新宿区・渋谷区が作成した景観計画と新競技場デザインとの整合性などが、景観審査会や審議会での議論を踏まえて、風致地区の協議を行う必要がある。しかし両区による風致の協議、景観の審議と、本評価書案との整合性に関しては、不明瞭である。意見②の補足になるが、本評価書案に関する渋谷区審査会、新宿区審議会の意見を、同審査会、審議会の議事録とともに、近隣関係住民、ならびに区民に対して情報公開がなされるべきである。同情報公開は、本評価書案の縦覧期間内に近隣関係住民に対して説明会などを通じて周知されること、区における審議事項が評価書に反映されることを推奨したい。 	<p>(1)</p> <p>景観調査地点は、不特定多数の人の利用頻度及び滞留の度合いが高い場所を代表的な眺望地点として選定しており、外苑西通り側の眺望地点として仙寿院交差点、外苑橋交差点を選定しました。</p> <p>新宿区景観まちづくり審議会の議事録等と、渋谷区景観審査会の議事要旨はそれぞれホームページで公開されています。</p> <p>本評価書案の対象計画では、「第 55 回新宿区景観まちづくり審議会」及びそれ以降の協議を踏まえ、検討内容を反映した計画となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新宿区のホームページはこちらです。 https://www.city.shinjuku.lg.jp/ ・渋谷区のホームページはこちらです。 https://www.city.shibuya.tokyo.jp/

項目	6. 景観 (つづき)	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>・章 9.9.4-4) の評価書案に「計画地内に貴重な景勝地はなく、事業の実施に伴い貴重な景勝地を消滅及び改変する事はなく」の記載があるが、例えば表 9.6-4「計画地及びその周辺で注目される樹木等の概要」で示される史跡・名木と評価される森林は消滅する。また評価案では「景勝地」という指標が選定されているが、表 9.9-6「景観の保全に係る東京都等の計画等」で示される目標は身近な自然景観の維持が主眼であり「景勝地」の保護に限定された目標ではないので指標としての選定の適切さに疑問を呈したい。加えて、環境局長の意見「樹木等有する歴史的な経緯や地域社会とのつながりなどについても、慎重かつ丁寧な調査を行うこと」に対しての「意味ある応答」としては、不十分であると指摘したい。近隣関係住民、都民の理解を深めるため、本評価案に対する環境局長、区の景観審査会、審議会の見解の呈示を推奨したい。</p>	<p>計画地内の既存樹木については、明治神宮外苑の歴史的な経緯を踏まえつつ、専門家による活力度等の調査を行い、移植の適否を検討する計画となっています。移植可能な樹木については、改変に先立ち、新宿区とも十分な協議を行った上で、適切に移植を行う計画となっています。</p> <p>なお、本評価書案についての都民の皆さまのご意見、ご意見に対する実施者の見解も踏まえ、評価委員会で審議が行われます。評価委員会での審議結果は、評価委員会からの意見として東京都環境局長に提示され、それをもとに環境局長からアセスメント実施者である東京都オリンピック・パラリンピック準備局に、審査意見書が提示されます。</p>
	<p>(2) 景観の評価案に関しては、渋谷区千駄ヶ谷一丁目の居住区側からの評価値点が一切ないことから、評価地点の追加として、「渋谷区千駄ヶ谷1丁目13-6」（絵画館とは対極の地点の外苑西通り沿い）を要望します。</p> <p>これによる景観協議との整合性を担保する情報公開、並びに(9.9.4-4)の評価内容に関する追加説明を要望します。</p> <p style="text-align: right;">(同意見3通)</p>	<p>(2) 景観調査地点は、不特定多数の人の利用頻度及び滞留の度合いが高い場所を代表的な眺望地点として選定しており、外苑西通り側の眺望地点として仙寿院交差点、外苑橋交差点を選定しました。</p>

項目	6. 景観（つづき）	
	意見の内容	実施者の見解
<p>(3) 環境局長は「圧迫感の変化の可能性」や緑について、ここでもも注意深く丁寧に周辺・風致地区に触れながら意見を述べられている。</p> <p>このスタジアムのデザインは建築設計専門家や業界の大家をはじめ、多方面から強く反論・改定論が出ていた。若い学生も素晴らしい改定の案を提示した。しかし、どのような観点から、世論に応えずこのデザインが決められたかは理解し難い。高さ約70m・占める屋根の大きさ・緑の公園が景観の大部分を占めるにも拘わらず、一企業の評価では決して明確にふれず「満足するものと考え」は余りにも多くの建築設計専門家、周辺住民・都民の感じ方と、「緑」の評価の場合と同じく「乖離」が大きすぎるため、疑問をもつ。「一部地域では視野に占める割合が増える」とは何を、何故、何処の機関に遠慮して控えめな表現に留まっているのだろうか。</p> <p>現在、「景観を損なうものの多くは「高さ」である」は景観を勉強している人々、多くの都民にとって常識化している。景観法の成立は余りにも遅すぎたが、すでに都心は奔放なデザインによる、周辺に考慮しない高層建築の乱立で、住民は迷惑を存分にかこうむり、加えて世界で魅力のない都市景観の一つになっている。このような実情を充分踏まえてほしい。</p> <p>壁の高さを覆うとしてフレーム（コンクリートの柱）を作っているが、多くのフレームは、やはりコンクリートの構築物であり、周辺生活者にとっては緑の減少とともに、構築物が増加したことに変わりはない。16日間の競技場のために、東京都が失うものは景観をはじめ余りにも大きく、あの巨大な建物は半永久的に「平成の負の遺産・オリンピック競技場」として残り、いつまでも取り返しのつかない「負の遺産」として都民の心には刻み続けられ、いやでも視界に入る。</p> <p>多額の負債の一端をいずれは少額とはいえ、次世代、またその次の世代にわたって支払を押し付けられる都民にとって、今日まで都民税、都市計画税の長年納税者として、文化的な建造物が減少してゆく今日を不可解に感じている都民として、とても満足できない、承服できない、迷惑な今日の評価結果だ。</p>		<p>(3) 本事業の実施に伴う景観への影響を極力低減するため、計画建築物の建物外周部は、大きな壁面構成を避け、フレームによる構成とする等、通りを歩く人や周辺の街並みに配慮した計画となっています。また、計画建築物を敷地境界からセットバックすることで、圧迫感の軽減に努め、広幅員での開放的な歩道空間を整備するとともに、並木植栽を施す等、みどりが連続する沿道景観を創出する計画となっています。</p>

項 目	7. 自然との触れ合い活動の場	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>(1) 自然との触れ合い活動の場に関連して 神宮外苑が自然との触れ合い活動の場であることは、なにも説明しされなくても自明の理です。その環境が競技場工事によってどのように阻害されていくのかということが大事なにも関わらず、その肝心なことについて説明されていません。 たとえば、日本青年館はいつ取り壊しがはじまるのか、明治公園はいつから入れなくなるのか。霞岳町の信号から明治公園前信号までの通りは、閉鎖されるのかされないのかなど一番肝心なことが全く説明されていません。警備員を配置するなどということは、記述されなくとも当然のことで、知りたいことではありません。また、都営霞ヶ丘住宅は、住民は転居を求められたときいていましたが、計画図を見ると住宅は計画範囲に含まれておらず、その事は計画変更になったのかなど、大事なことが説明されていません。 こうした問題について丁寧に説明することを求めます。</p>	<p>(1) オリンピックスタジアムの建設工事の実施にあたっては、建設機械の稼働の平準化や工事用車両の走行による自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響を軽減するなど、自然との触れ合い活動が極力阻害されないよう、今後詳細な施工計画を検討する計画となっています。また、工事の実施にあたっては、事業者である独立行政法人日本スポーツ振興センターによる近隣住民の方々を対象とした工事説明会を開催する予定です。 なお、本評価書案は、オリンピックスタジアムの計画範囲である国立霞ヶ丘競技場、明治公園（四季の庭、霞丘広場）の範囲を対象としています。</p>

項 目	8. 歩行者空間の快適性	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>(1) 当評価書には「路上喫煙」に係る項目が掲出されていない。受動喫煙防止のため、下記のとおりの方策を盛り込んだ評価書とされたい。</p> <p>①世界的には、路上喫煙が制限されている国がほとんどないことを踏まえ、路上喫煙が禁止されている自治体があることの周知を徹底されたい。</p> <p>②公共の喫煙所整備など、真の歩行者空間の快適性を確保するよう努められたい。</p>	<p>(1) 歩行者空間の快適性の予測事項は、緑の程度、歩行者及びアスリートが感じる快適性の程度とされており、歩行者及びアスリートが感じる快適性の程度については、WBGT（湿球黒球温度）等を指標としています。路上喫煙については評価対象外ですが、今後、運営計画についての予測・評価を行う段階で検討します。</p>

項目	9. 廃棄物	
	意見の内容	実施者の見解
(1)	<p>①食品リサイクル：施設内テナントや各事業主催者等から発生する食品残さについては、廃棄ではなく、リサイクルルートにより適正に資源化されるよう、施設整備も含め検討されたい。</p> <p>②レジ袋：施設内テナントや各事業主催者等が、物品の販売、配付等を行う際には、簡易包装の推進やレジ袋の有料制、マイバッグの推奨など容器包装の使用量が削減される方策を検討されたい。</p> <p>③リユース食器：飲食に伴う廃棄物の発生抑制の観点から、施設内テナントや各事業主催者等が、リユース食器の利用を促進するよう、ルールや経済的インセンティブを設けるなど積極的に誘導されたい。</p>	<p>(1) 施設内のテナントに対して、食品リサイクルの徹底、容器包装の使用量の削減、リユース食器の促進が図られるよう指導する計画となっています。</p>

項目	10. 安全	
	意見の内容	実施者の見解
(1)	<p>水素燃料の使用評価について、貯蔵場所、貯蔵方法、貯蔵に関するセキュリティと安全性、爆発の危険性に関する評価がなされていません。具体的な評価と予測に関する情報公開と評価内容に関する追加説明を要望します。</p> <p>(同意見3通)</p>	<p>(1) オリンピックスタジアムでは、水素燃料の使用について現時点では計画されていないため、予測の対象としていません。水素燃料の使用等の2020年東京大会の開催中における大会の運営等については、現時点では具体的な計画が未定であることから、今後の計画の熟度に応じて、全体計画の中で検討を行います。</p>
(2)	<p>オリンピック開催に伴う開催計画の大会ビジョンでは「多様性と調和」を基本コンセプトとして定め、人類の多様さとして性的指向を挙げ、その違いを肯定し自然に受け入れ、互いに認め合うことを目指すとしている。</p> <p>性的指向や性同一障害によって、男女別のトイレの使用に困難をきたす人々があり、ユニバーサルデザインの観点から男女共用の「誰でもトイレ」の設置について盛り込む必要がある。</p>	<p>(1) 本事業の実施にあたっては、東京都福祉のまちづくり条例等の関連法規に適合したユニバーサルデザインを採用し、多様な利用者に対応した計画となっており、男女共用の「誰でもトイレ」も設置する計画となっています。</p>

項 目	1 1. 公共交通へのアクセシビリティ	
	意見の内容	実施者の見解
	<p>(1) 公共交通へのアクセシビリティ（表 5-1(8)項目 24）の評価案に関しては、開催前の工事期間中の通行止め、大会の開催中、ならびに開催後の設備等の持続的稼働時におけるインパクトに関するフォローアップ評価の計画と、実施時期の近隣関係住民への周知を推奨したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催前、42 か月に及ぶ工事期間中の暫定的な通行止めの発生によるアクセシビリティへのインパクトは現時点で評価されていない。注釈 8 の住民説明会において、事前連絡が伴わない通行止めの発生に関する近隣関係住民による指摘があった。工事の詳細が確定次第、フォローアップ評価、ならびに住民説明会が実施されることを推奨したい。 ・オリンピック開催中の評価に関しては、アセス実施計画書の表 7.1-14(2) では評価予定とされているが、評価書案の表 8-2(2) では評価範囲より除外されている。現時点での除外事由を明確にするとともに、フォローアップ評価と住民説明会の実施を推奨したい。 ・開催後、設備等の持続的稼働時のアクセシビリティへのインパクトとしては、8 万人規模のコンサートによるものが著しいと想定される。近隣関係住民に対する社会調査においても、旧競技場における競技イベントと比較しコンサート時の外苑駅、JR 千駄ヶ谷駅の混雑を指摘する声があった。コンサートはより大規模となるので、駅構内の整備の計画なども含めた、都市計画視点での包括的かつ組織横断的なフォローアップ評価が実施されることを推奨したい。 	<p>(1) 工事の実施にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両の集中稼働を行わないよう、工事工程の平準化に努める。 ・工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。 <p>等のミティゲーションを行います。</p> <p>また、工事箇所、時期等の具体については、工事説明会等を行う計画となっています。</p> <p>なお、設備の持続的稼働における公共交通へのアクセシビリティは予測の対象としていませんが、旧国立霞ヶ丘競技場においても大規模イベント等が実施されており、今後についても、関係機関と調整し、適切な来訪者の誘導計画が図られるよう指導する計画となっています。</p>